

ノーモア・ミナマタ近畿第二次国賠訴訟の原告団よりの訴え

原告団世話人 石山千津恵

1, 私は1945年(昭和20年)、熊本県天草郡新和町大多尾で生まれました。大多尾は、不知火海に面した、漁業の盛んな地域でした。

私の実家(父)は、新和町の網元をされており、私は、幼い時から、水俣沖や不知火海で獲った、イワシ、アジ、タチウオ、サバ、イカ、エビ等の魚介類を毎日3食欠かすことなくたくさん食べて育ちました。

新和町大多尾は、水俣湾の北西対岸に位置しており、対岸にはチッソの水俣工場から出る煙が見えていました。

子どもの頃、海に白くなった魚の死骸が浮いているのをよく目にしていたことを覚えています。

私は、中学校を卒業後、実家の煮干し製造の仕事を2年ほど手伝った後、昭和38年から4年程、美容師の資格をとるために、新和町を離れたことはありますが、昭和52年に大阪府泉南郡熊取町に転居するまでの間、新和町で生活をしていました。

私は美容学校で学び技術を身につけた後、美容師として働くようになりました。

2, ところが、徐々に身体の不調が現れてきました。

足がしびれて歩けなくなったり、こむら返り、手足のしびれ、つまずきやすい、頭痛等の症状が出てきました。

色々な病院の検査を受け、脳波の検査を受けたり、時には祈祷を受けたりしましたが、原因は一向に分かりませんでした。

症状の方は、年々、多岐にわたり、悪くなってきています。

例えば、私は、全身の感覚が鈍くなっていますが、特に両手足先の感覚はほとんどなくなっています。

手足の感覚が鈍いため、手先を上手く使うことができず、箸や食器や櫛などを落とすこともしばしばあります。手に力が入らず、ペットボトルのキャップが開けられず、お客さんのシャンプーも満足にできなくなりました。熱いお湯を使っても熱さがよく分からず、熱いと指摘されることも多々あります。

そのため、美容師の仕事が満足にできなくなってしまいました。

手足の感覚が鈍いため、骨折や捻挫の発見や治療が遅れることもありました。手の中指を骨折しても痛みをほとんど感じず、気付いた時には、指の骨が骨折して曲がったまま固まっていたことがあります。また、足首を捻挫しても、痛みをあまり感じないため、足首がパンパンに腫れて初めて気付くこともありました。

さらに、私は身体がふらつき、片足立ちは全くできません。平地何も無い所でもよく躓き、転倒して入院したことや、手首を骨折したことも何度もあります。

こむら返りはほぼ毎日のように起こります。少し歩いただけなのに、動けなくなることもあります。車を運転していてこむら返りが起こると、とても運転はできなくなってしまいます。こむら返りは20分くらい続くこともあります。

あと、患者会の検診の結果、視野がかなり狭くなっていることも分かりました。その影響であると思いますが、私は、以前から道で歩いていて、安全を確認したにもかかわらず、自動車等とぶつかりそうになる等、ヒヤッとすることが多く、車を運転して接触事故も起こしたこともあり

ました。

私は、歩くこともままならず、又、車の運転も、ごく短時間、家のすぐ近くを、周りに注意しながら、運転する程度のことしかできなくなりました。

ここ数年は、舌がもつれて言葉を上手く紡げなくなってきました。本日も、何かと聞き辛いところがあるかと思いますが、ご容赦のほどお願いします。

3、私は、被害の補償を求め、水俣病被害者救済特措法による救済を申請しましたが、治療費が無償になる被害者手帳の対象とはなりませんが、一時金の支給対象とはなりませんでした。

特措法を申請したときの、国の検診の医師の検査は、後に患者会で受けた検診と比べて、非常にいい加減なものでした。首筋をいきなり針状の物で突いてきて、痛いと言うとそれで終わり、口の周りの検査もしませんでした。「歩いて下さい」と言われて数歩歩かされて終わり、膝の検査をぼんぼんとするだけで、片足立ちの検査もせず、ほんの3分もたたない内に終わるようなものでした。

私は、このような検査に基づき、一時金支給の対象から排除されたことを到底受け入れることができませんでした。

裁判の原告になると救済対象から外す、被害者手帳を返上しなければ裁判できないということでしたが、私は、被害者手帳を返上してでも、水俣病の被害者として認めてもらうために裁判をすることを決意しました。

4、患者会の検診では、いずれの症状も水俣病によるものだと診断結果が出ました。この時の検診は、50分程度時間をかけて、様々な検査を丁寧にいただきました。私を苦しめてきた原因がようやく分かり、非常に感謝しています。

5、私が生まれた天草の新和地域は、行政が一方向的に決めた対象地域外という線引きにより、魚は汚染されていないとして多くの人が救済から取り残されてきました。水俣湾の海水も対岸の天草付近の海水も同じ不知火海の海水で、魚も回遊をします。海には線引きはできません。行政の線引きには、何の根拠もないと思います。

私の周りでも、様々な症状に苦しみながら救済されていない人がたくさんいます。不知火海沿岸地域からは、昭和30年40年代に非常に多くの方が、関西方面にも移住しています。特措法のことも知らず、多くの被害者が症状に苦しみながら、水俣病だと知らないまま放置されている状況です。

これまで、国や県が、きちんとした健康調査や検査を実施してこなかったからです。このままでは、不合理な線引きや検査により多くの被害者が切り捨てられ、県外被害者の多くが、症状に苦しみながら、放置されてしまいます。

私は、被害に対する補償を求め、又、不合理な線引きや検査により排除された多くの被害者や、県外居住の多くの被害者の救済を求め、この度、裁判を起こすことを決意しました。今、どうして、近畿で水俣病の裁判を起こさなければならなくなったのか、どうかご理解いただきたいと思っています。そして、水俣病の被害者が、全て救済されますよう、裁判所の公正な判断をお願いしたいと思っています。

6、ノーモアミナマタ近畿訴訟の原告は、今度の2月8日の第8陣提訴で、原告数が120名を越えます。熊本では原告は既に1200名を越えています。また東京でも60名を越える原告

が救済をもとめて裁判をしています。

国や県またチツソは、水俣病問題は解決した、もう被害者はいないとの姿勢で、裁判所での判決により原告らが水俣病被害者であることを認めさず以外には、解決と救済の道は開けない状況です。

そのためには、法廷の内と外の両方で、皆さんの支援が、どうしても必要です。県外に居住する被害者も含めて、全ての水俣病被害者の救済のために、どうかよろしくお願いします。

以上